

四国森林管理局監督・検査事務取扱要領

54高経第427号
昭和54年5月21日
高知営林局長通知

最終改正
4四経第165号
令和4年9月1日
四国森林管理局長通知

(目的)

第1条 この要領は、支出原因となる工事・製造等の請負契約、物品の購入契約等に係る監督及び検査について、法令等に定めるもののほか、四国森林管理局会計事務取扱細則（平成25年10月25日付け25四経第132号四国森林管理局長通知。以下「細則」という。）等に基づく一般的な事務手続きを定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、会計法（昭和22年法律第35号）を「法」、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）を「令」、契約事務取扱規則（昭和37年8月20日付け大蔵省令第52号）を「規則」という。

(監督職員)

第3条 支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理を含む。以下同じ。）、分任支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官代理を含む。以下同じ。）及び森林管理局長から監督を命ぜられた職員を監督職員という。

(監督職員の職務)

第4条 監督職員は、規則第18条、第19条の規定によるほか、国有林野事業請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通知。以下「工事实施要領」という。）、「国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業監督・検査実施要領の制定について」（令和4年7月6日付け4林国業第59号林野庁長官通知。以下「生産・造林実施要領」という。）等に基づき任務を遂行しなければならない。

(監督職員の報告)

第5条 監督職員は、規則第19条、工事实施要領、生産・造林実施要領等の規定による報告をしなければならない。工事实施要領第24条の規定による完成報告書、生産・造林実施要領第24条の規定による完了届又は部分完了届に添付する完成報告書について

は第1号様式により提出することができる。

(検査職員)

第6条 支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官及び森林管理局長から検査を命ぜられた職員を検査職員という。

(検査職員の職務)

第7条 検査職員は、規則第20条の規定によるほか、工事実施要領、生産・造林実施要領、林道工事検査実施細則の制定について（昭和49年8月30日付け49高土第91号高知営林局長通知）、治山工事検査実施細則（昭和49年8月1日付け49高治第145号高知営林局長）等に基づき任務を遂行しなければならない。

(検査調書の作成)

第8条 検査職員は、検査を完了したときは、令第101条の9第1項に規定する検査調書を、物品購入等については第2号様式、請負工事等については、第3号様式、運送等については第4号様式により、2通を作成し速やかに支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

2 規則第24条により検査調書を省略する場合は、支出負担行為決議書等に、検査年月日、官職及び氏名を検査職員が記入するものとする。

3 契約金額が200万円を超える場合においても借地料及び長期継続契約に属するものについては、支出負担行為決議書等に、給付完了年月日、官職及び氏名を検査職員が記入することによって、当該決議書を検査調書に兼ねることができるものとする。

(検査に不適合の場合の措置)

第9条 検査職員は、検査の結果その給付が当該給付の内容に適合しないものであるときは、前条の検査調書に補修又は改造その他必要と認める措置についての意見を記載した書面を添付するものとする。

(任命権者)

第10条 監督職員及び検査職員等は、森林管理局においては支出負担行為担当官、森林管理署等においては分任支出負担行為担当官が任命する。ただし、法第29条の11第4項に規定する場合は森林管理局長が任命する。

(兼職禁止の特例)

第11条 監督職員と検査職員は、令第101条の7に基づき原則として兼職禁止とするが、次の各号に掲げる特別な必要がある場合に限り兼職させることができる。

(1) 特殊な物件の工事又は製造の請負契約等で、監督職員のほかに検査を行うことができる資格を有する職員がいないとき。

(2) 請負契約等で監督の職務と検査の職務が明確に分離することが困難なとき。

(3) 前号までのほか、工事実施要領等における兼職に係る規定に該当するとき。

(監督職員及び検査職員となる官職及び事務の範囲)

第12条 監督職員及び検査職員となる官職及び事務の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、これにより任命するものとする。

(任命の手続き)

第13条 法第29条の11第1項又は第2項に規定する監督又は検査を行わせるための任命の手続きについては、細則第36条第1項によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 監督職員は、工事・製造等の請負契約等に係る締結の都度、契約相手方が給付に着手する日までに任命する。
- (2) 工事・製造等の請負契約、物品等の購入契約（単価契約、概算契約を含む。以下同じ。）等の検査職員については、特段の理由がある場合のほか、当該契約の履行期限までに任命するものとする。
- (3) 第11条の規定により、監督職員と検査職員を兼職任命する場合は、前2号の規定にかかわらず監督職員の任命と同時に検査職員を任命するものとする。
- (4) 監督職員又は検査職員として任命されている職員が、交替等の事由のため任務の遂行ができなくなった場合は、直ちにこれに代わる職員を任命するものとする。
- (5) 森林管理局及び森林管理署等における内勤の職員を監督職員及び検査職員へ任命する場合は、監督職員（補助者）任命簿（細則別紙様式第17号（その2））及び検査職員（補助者）任命簿（細則別紙様式第18号（その2））により行い、受命者の記名をもって任命書の交付に代える。現場職員を監督職員及び検査職員へ任命する場合は、監督職員（補助者）任命書（細則別紙様式第17号（その1））及び検査職員（補助者）任命書（細則別紙様式第18号（その1））を交付するものとする。

2 森林管理局長が法第29条の11第4項に規定する監督又は検査を行わせるための任命手続きについては、細則第36条第2項によるものとする。なお、分任支出負担行為担当官は、契約した工事・製造等の請負契約、物品等の購入契約等に係る監督又は検査について、必要な場合は、森林管理局長へ依頼できるものとする。

(監督又は検査の委託)

第14条 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が法第29条の11第5号の規定に基づき、監督又は検査を国の職員以外の者に委託する場合は、職員の技術の程度又は検査の設備からみてやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

2 前項により委託をしようとする場合は、細則第37条で規定された委託契約書を作成しなければならない。

(立会職員の任命及び立会)

第15条 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が、検査事務を行うにあたり、必要があると認める場合は、検査職員及び監督職員を除く者に検査立会職員を命じ検査に立ち会わせて確認させるものとする。

立会職員の任命は、第13条第1項第5号を準用する。

(任命簿の保管)

第16条 監督職員及び検査職員等の任命簿は、森林管理局にあつては経理課、森林管理署等にあつては総務グループが保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

森林管理局関係
別表 1

予算執行機関の補助者となる官職及び事務の範囲

会計機関名	補助者の名称	事務の範囲	官職による任命基準	摘要
支出負担行為担当官 支出負担行為担当官代理	監督職員	工事・製造等の請負契約等に係る監督事務 1. 治山工事 2. 林道工事 3. 建築工事 4. その他の工事、製造、役務の請負契約等	監督できる知識と技術を備え、厳正かつ的確に行うことができると認められる職員。 治山課職員 森林整備課職員 総務課及び経理課職員 当該所掌に係る主管課職員 必要により監督職員を2名以上任命する場合は、それぞれの分担の範囲を定めて行わせるものとする。 ただし、支出負担行為担当官が必要と認めるときは、他の適当な職員を任命することができる。	
支出負担行為担当官 支出負担行為担当官代理	検査職員	工事・製造等の請負契約等に係る検査事務 1. 物品購入、修繕、その他の役務契約等 (1) 庁用関係 (2) 事業用関係 (3) 車両機械関係 2. 工事請負契約 (1) 治山工事 (2) 林道工事 (3) その他の工事	検査できる知識と技術を備え、厳正かつ的確に行うことができると認められる職員。 物品購入の場合は、調達ラインの職員を検査職員に任命しないこと。 修繕、その他の役務契約等の場合は、可能な限り調達ラインの職員を検査職員に任命しないこと。 経理課職員で係長以上課長の職にあるもの。ただし、特別なものについては他課の職員を命ずることができる。 当該所掌に係る主管課職員で係長以上課長の職にあるもの。ただし納入場所等により実態に適した職員とすることができる。 当該車両機械に対する専門的知識を有する職員で係長以上課長の職にあるもの。 当該工事の監督又は当該工事に関する事業の実施に携わる職員を検査職員に任命しないこと。 係長以上課長の職にあるもの。 〃 〃 〃 ただし、支出負担行為担当官が必要と認めるときは、他の適当な職員を任命することができる。	

予算執行機関の補助者となる官職及び事務の範囲

会計機関名	補助者の名称	事務の範囲	官職による任命基準	摘要
分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官代理	監督職員	工事・製造等の請負契約等に係る監督事務 1. 治山・林道工事 2. 造林・製品生産事業 3. その他の工事、製造、役務の請負契約等	監督できる知識と技術を備え、厳正かつ的確に行うことができると認められる職員。 治山事業所職員、森林事務所森林官又は業務グループ、治山グループ職員。 森林事務所森林官又は業務グループ職員。 治山事業所職員、森林事務所森林官又は当該所掌に係る主管グループ職員。 必要により監督職員を2名以上任命する場合は、それぞれの分担の範囲を定めて行わせるものとする。 ただし、分任支出負担行為担当官が必要と認めたときは他の適当な職員を任命することができる。	
分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官代理	検査職員	工事・製造等の請負契約等に係る検査事務 1. 物品購入、修繕、その他の役務契約等 (1) 庁用関係 (2) 事業用関係 (3) 機械類関係 2. 工事、造林・製品生産事業等の請負契約 (1) 治山・林道工事 (2) 造林・製品生産事業 (3) その他の工事	検査できる知識と技術を備え、厳正かつ的確に行うことができると認められる職員。 物品購入の場合は、調達ラインの職員を検査職員に任命しないこと。 修繕、その他の役務契約等の場合は、可能な限り、監督職員が所属するグループの職員を検査職員に任命しないこと。 森林事務所森林官又は治山事業所職員を監督職員としている場合は、当該監督職員が所属する森林事務所又は治山事業所の職員を検査職員に任命しないこと。 事務管理官以上次長の職にあるもの。 事務管理官以上次長の職にあるもの。ただし納入場所等により実態に適した職員とすることができる。 当該機械類に対する専門的知識を有する職員で事務管理官以上次長の職にあるもの。 当該契約の監督職員が所属するグループの職員を検査職員に任命しないこと。 森林事務所森林官又は治山事業所職員を監督職員としている場合は、当該監督職員が所属する森林事務所又は治山事業所の職員を検査職員に任命しないこと。 森林整備官、治山技術官以上次長の職にあるもの。 森林事務所森林官又は森林整備官以上次長の職にあるもの。 森林事務所森林官又は森林整備官、治山技術官以上次長の職にあるもの。 ただし、分任支出負担行為担当官が必要と認めたときは、他の適当な職員を任命することができる。	

完 成 報 告 書

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

事
技
監督職員

下記の契約について監督を完了しましたから報告します。

記

契約年月日	
契約金額	
場所又は納入場所	
工事名又は事業名	
工期又は事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
完成又は完了年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
契約相手方住所氏名	
摘要	

検 査 調 書

契 約 年 月 日	年 月 日
納 入 場 所	
品 名	
完 納 年月日 一部納入	年 月 日
納 入 者 住 所 氏 名	
金 額	¥ 単価¥
数 量	

上記につき 年 月 日検査したところ契約のとおり

完 納
したことを認める。
一部納入

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

検査職員 事
技

検査職員任命年月日	年 月 日
-----------	-------

検 査 調 書

契 約 年 月 日	年 月 日
検 査 場 所	
工 事 名	
完 成 年月日 一部完成	年 月 日
請 負 人 住 所 氏 名	
完 成 金 一 部 完 成	¥

上記につき 年 月 日検査したところ契約のとおり
完 成
一部完成
したことを認める。

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

検査職員 事
技

検査職員任命年月日	年 月 日
-----------	-------

第4号様式

検 査 調 書

発送年月日	年 月 日	発送番号	月分 第 号
-------	-------	------	--------

到着年月日	年 月 日
-------	-------

荷 姿	品 名	個 数	重 量	金 額	備 考
			Kg	円	

荷 受 先	託 送 元
森林管理署	四 国 森 林 管 理 局

上記のとおり 年 月 日受領しました。

年 月 日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 殿

検査職員 事
技

検査職員任命年月日	年 月 日	
-----------	-------	--